商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 https://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html

兄本認謂求 nttps://www.lotus21.co.jp/minonsi.nt 立ち読みコーナー https://www.lotus21.co.jp/ta

システム改修等により実施までには 1 年半程度

外国人旅行者向け免税制度、消費税は事後的に返金へ

インバウンドによる消費が拡大する一方で、多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発している。また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となるなど、免税制度の不正利用が横行している。このような状況を踏まえ、令和7年度税制改正では、外国人旅行者向け免税制度について、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に制度を見直すこととなった。また、リファンド方式への見直しに伴い、免税販売に係る各種要件の見直しを行い、外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担の軽減も図る。なお、リファンド方式への変更については、システム改修など、準備期間が必要であることから、実施までには法案成立後、1年から1年半程度かかるとされている。

購入から90日以内に持ち出し確認が必要

令和7年度税制改正で導入されることとなるリファンド方式とは、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金するというもの。外

国人旅行者はクレジットカード情報等の返金 先を登録。出国の際に持ち出しを確認できた 場合には自動でキャッシュレス返金又は空港 で現金が返金される仕組みとなる(図表1参 照)。制度の詳細が確定後、国税庁が免税販 売管理システムの仕様を公表し、公表後に承 認送信事業者(免税代行事業者)や免税店が システム改修を行うことが見込まれている。 このため、実施までには法案成立から1年か ら1年半程度要するとされている。

そのほか、外国人旅行者は、免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければならないこととする(図表2参照)。購入した日から90日以内に持ち出しが確認できないときは、免税販売管理システムを通じて購入記録情報ごとに持ち出しが確認されなかった旨の情報が提供されることになり、免税販売が成立しないことになる。